

◇会議報告◇

カナダ会計基準審議会（AcSB）との二者間会議の概要

ASBJ 常勤委員 山口 奈美

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）とカナダ会計基準審議会（Accounting Standards Board; AcSB）の代表者は、2023年1月9日に会合を実施した。この会合は、ASBJとAcSBとの間で開催された4回目の二者間会議となる。今回の会合はトロントにて3年ぶりに対面で開催された。AcSBからはArmand Capisciolo 暫定議長、Michel Charbonneau 委員のほかスタッフが出席し、ASBJからは川西委員長、中條常勤委員及び筆者が出席した。今回の二者間会議では、お互いの活動の最新の状況を紹介するとともに、両基準設定主体が共通の関心を有している項目についての議論が行われた。さらに、今回の会合には、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）とカナダ財務報告保証基準協会のサステナビリティ基準チームの代表者も出席し、お互いの活動の最新の情報を紹介するとともに、サステナビリティ報告と財務報告のコネクティビティについての議論が行われた。

なお、文中の発言者及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の見解ではない。

2. 主な議題

会合の主な議題は次のとおりであった。

- サステナビリティ基準関連
 - SSBJ 及びカナダ財務報告保証基準協会のサステナビリティ基準チームからのアップデート
 - サステナビリティと財務報告との間のコネクティビティ
- 会計基準関連
 - ASBJ 及び AcSB からのアップデート
 - 暗号資産

3. 議事概要

● サステナビリティ基準関連

両者は、サステナビリティ基準の開発及び導入に関連した活動状況や、各法域での制度動向について情報共有と意見交換を行った。日本からは、SSBJ の活動状況及びサステナビリティ基準に関する制度動向について共有し、SSBJ が今後開発する可能性がある基準の動向、適用される企業の範囲、市場関係者に対する教育の在り方などについても議論が行われた。カナダからは、カナダサステナビリティ基準審議会(CSSB)の運用開始に向けた準備活動が進捗中であり、想定される活動内容、審議会のメンバー選定、スタッフを含めた想定規模などに関する検討状況が共有された。また、カナダ国内での ISSB 基準の適用の方法等については、規制当局によって今後議論される予定であることも共有された。

コネクティビティに関しては、コネクティビティの意味や達成すべき目的に関するお互いの認識について議論された。また、サステナビリティ基準に関する議論が会計基準に影響し得る領域や、会計基準やその適用に関する議論のサステナビリティ基準への影響の可能性についても議論された。

● 会計基準関連

両者は、国際的な活動及び国内基準開発に関する現在のアジェンダについて情報共有と意見交換を行った。日本からは、リース及び金融商品の減損に関するコンバージェンス・プロジェクトの進捗状況や、OECD のピラー2モデルルールに関する国内税制改正の状況と3月決算の日本企業を想定した緊急対応を検討していることなどが共有された。カナダからは、IFRS 第17号の適用状況、カナダの金融機関が発行している特定の金融商品の会計処理が国際会計基準審議会 (IASB) の資本の特徴を有する金融商品 (FICE) プロジェクトにおける決定事項によって受ける影響、クラウド・コンピューティング契約に関する国内基準開発の状況などが共有され、議論が行われた。

暗号資産については、カナダでは上場企業による暗号資産の発行及び保有事例があり、IASB が暗号資産に関するプロジェクトをアジェンダに含めていないことに対する関係者の強い懸念があることが共有された。また、AcSB による国際的な暗号資産取引の広がりに関するリサーチの状況についても共有された。日本からは、暗号資産に関する国内基準開発プロジェクトに関するアップデートが共有された。さらに、暗号資産の賃貸取引に関するあるべき会計処理について、SEC スタッフによって示唆された会計処理に対する両者の見解などについても議論が行われた。

4. 次回の予定

会合の最後に、川西委員長及び AcSB 暫定議長により、今回の会合が有意義であったこと、及び、企業会計基準及びサステナビリティ基準の両方の領域について、今後もカナダ又は日本にて対面での二者間会合を継続することが望まれることが確認された。

トロントの AcSB オフィスにて

